

国際化検討会ヒアリング資料

東京青山・青木法律事務所
ベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所
特定共同事業所特定共同事業の概要

- **専門家の数**

弁護士 53 名、外国法事務弁護士 9 名（うちベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所 に所属する者 7 名）、その他外国において資格を有する弁護士（外国弁護士）11 名
- **経験年数**

弁護士 18 期（1966 年登録）～54 期（2001 年登録）まで
外国法事務弁護士 原資格国における資格取得が 1976 年から 1996 年まで
- **アソシエート等の雇用関係**

弁護士、外国弁護士（含む 2 名の外国法事務弁護士）アソシエートは全員東京青山・青木法律事務所 に所属
- **主な業務**

企業法務一般、M&A、金融・証券、大型プロジェクト、国際税務、知的財産権・情報通信技術、紛争解決
- **特定共同事業開始の経緯**

東京青山法律事務所開設当時からベーカー & マッケンジー法律事務所とは提携関係にあった為
- **受任事件の手續・方式**

事件の受任は、個々のパートナー弁護士またはパートナー外国法事務弁護士が所内ルールに従い受任する。受任後、案件の準拠法及び性質に応じて、さらに別途定める配転ルールに従い配転を行う。ベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所が東京青山・青木法律事務所 に所属するパートナー弁護士の関与なく処理する案件は原則として存在しない。他方、東京青山・青木法律事務所はベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所 の関与なくして処理する純国内法案件があり得る。
- **収入分配・経費分担の在り方**

上記、事件の受任・配転のルールと同様、外国籍当事者や外国法準拠法の有無に応じて、所内収入・経費分配ルールに従い実施。
- **特定共同事業の運営に関する事項の決定の在り方**

東京青山・青木法律事務所は 3 名、ベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所は 2 名のパートナー弁護士で構成する各々の経営委員会が意思決定・業務執

国際化検討会ヒアリング資料

行機関として存在する。また、両経営委員会が合同経営委員会を組織している。また、最高意思決定機関として、各々、パートナー会議を有する。両パートナー会議の合同パートナー会議も存在する。

□ **特定共同事業に対するニーズ**

日本弁護士のみで処理を行う伝統的な純国内法案件を除き、当事務所（特定共同事業）で取り扱う案件の大多数は、案件の性質、依頼者の国籍、使用言語、準拠法等の全て、またはいずれかの点において涉外的要素を含むものであり、「特定共同事業」の形態如何に関わらず、日本弁護士と外国法事務弁護士を含む外国弁護士との協同関係において案件を処理することへの依頼者のニーズは極めて高い。ここにいう依頼者は、日本において企業活動を行う外資系企業、海外での事業を展開する日本企業に限られず、日本企業間の国内案件の場合でも、例えばストラクチャードファイナンスにおける取引構造の策定力、企業買収におけるデューデリジェンスの実施方法やその後の契約関係、あるいは、多国間の知的財産紛争の戦略構築など、海外における実務の影響下にある最先端の法律実務の処理等、欧米のノウハウの案件処理に利用することを求める依頼者のニーズは非常に高い。

国際化検討会ヒアリング資料

東京青山・青木法律事務所
ペーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所
特定共同事業事務所現行の特定共同事業の問題点・改善を要望する点など

- 特定共同事業の目的が制限されており日本の法律事務所及び外国のローファームが自由に提携できないことに起因する問題点
 - 外国法事務弁護士並びに外国法事務弁護士が所属する事業体（ローファーム）の知識や経験を活用できる分野が限られてしまうことによって、特定共同事業体制が、依頼者にとっての真のメリットである質・量ともに実した法律サービスの一元的な提供を促す結果になっていない。
 - 例えば、外国法事務弁護士及びそのローファームが持つビジネスロイヤーとしてのストラクチャード・ファイナンスにおける取引構造の策定、企業買収におけるデューディリジェンスの方法や多国間の知的財産紛争の戦略構築などの経験やノウハウを必要とする案件であっても、当事者の国籍や準拠法によって特定共同事業一体として取り扱うことができない案件が存在する。
 - 外国法事務弁護士が関与できず、特定共同事業の目的として処理できない日本弁護士固有の法律事務が存在することから、日本弁護士と外国法事務弁護士並びにそのローファームとが完全に一体化した組織を構成することができず、日本弁護士と外国法事務弁護士並びにそのローファームとの協同行為からもたらされる相乗効果に限界がある。
 - 例えば、依頼者は、形式的に2つの別々の事務所・ローファームから助言などの法律サービスの提供を受けるので、その結果、依頼者のニーズを充分満足できず、特定共同事業及びそれを構成する日本弁護士事務所と外国法事務弁護士事務所並びにそれが所属するローファームが依頼者から信用・グッドウィルを獲得することが困難であり、その信用・グッドウィルが分散してしまう。
- 特定共同事業の表示に起因する問題点
 - 「〇〇法律事務所、××外国法事務弁護士事務所、特定共同事業事務所」のように別名称を列記することが義務付けられている為、夫々の事務所並びに外国法事務弁護士事務所が所属するローファームが密接な協力体制のもとに活動する共同事業としてのアイデンティティ及びメリットが依頼者にとって完全に伝達されないおそれがある。
 - 法令上の義務を履践する限り、名刺、便箋（レターヘッド）、その他書類上

国際化検討会ヒアリング資料

や入り口の看板の記載事項が不必要に増え（特に日本語・英語を併記した場合）、かえって顧客を混乱させ、依頼者へは常にその組織構造につき説明が必要となっている。

- 特定共同事業の目的に該当しない、日本企業同士の純国内法案件の為の、日本弁護士事務所のみ便箋も用意しなければならず、所員によるその使い分けが困難であり業務遂行に支障をきたし、更にアイデンティティ、グッドウィル、依頼者による信用等の形成へマイナスに作用するおそれがある。
 - 運用上、電話応答の際の名称が不完全にならざるを得ず、依頼者の混乱を招く結果となっている。
- **日本弁護士事務所と外国法事務弁護士事務所との制限的共同事業であることに起因する問題点**
- 会計の分離を強いられる為、労力とコストの無駄が生じ、最終的に依頼者もこれを負担することになる。
 - 特定共同事業は一体としての雇用ができないため、外国法事務弁護士事務所又は日本弁護士事務所はコストの重複を避ける為、会計以外の機能を特定共同事業相手の事務所に依存することになり、アシスタントその他のサポートスタッフはすべて間接雇用となり、管理上支障をきたすおそれがある。
 - 専門家についても、特定共同事業事務所における日本の法律事務所の日本弁護士パートナー、日本弁護士アソシエート又は外国法事務弁護士アソシエート、外国法事務弁護士事務所の外国法事務弁護士パートナー、外国法事務弁護士アソシエートは、各々、自己が遂行する業務の受任関係、性質、指示・監督・報告関係などを明確にしなければ作業を開始できず、適正かつ迅速な法律事務遂行の障害になるおそれがある。
 - 同様に特定共同事業事務所における各々の事務所の日本弁護士パートナー、日本弁護士アソシエート、外国法事務弁護士パートナー、外国法事務弁護士アソシエートにとって、自分の組織における立場並びに外国ローファームとの関係などが不明瞭な為、帰属意識が曖昧になり、かつ、組織への貢献度の斟酌等において、経済的不公平が生じることがあり得る。
 - 意見書、報告書、その他依頼者等のために作成する書類は二事務所の連名形式となり、特定共同事業に対する理解と信頼を得ることが難しい。
- **その他の問題点**
- 別組織としての別個に形成される構成員のアイデンティティが、質・量ともに充実した涉外法律サービスの提供を共通の目標とした統一事業体の妨げとなる心理的障壁の原因となっている。

国際化検討会ヒアリング資料

- **依頼者の不満**
 - 同一案件の中でも案件の性質により接触する担当者が交代せざるを得ない場合があり、依頼者サイドに混乱と不便が生じるおそれがある。
 - 担当者が自分の資格によって対応するか、別の専門家に対応を依頼するかは、通常依頼者の関知するところではないにも関わらず、特定共同事業において執務する担当者側の事情により、依頼者は案件に關与する各専門家の特定共同事業における立場や専門分野を踏まえた上で随時担当者を選択することを強要されてしまうおそれがある。
 - 1つの窓口を通じてすべての法的ニーズを満たす利便性を提供すべきところの共同事業体制がその機能を十分に果たしていないのではないかと懸念がある。
- **特定共同事業における訴訟事件の処理に関する問題点**
 - 実質的に外国法事務弁護士が戦略構築や技術ノウハウの面などで貢献できる、多国間の紛争事件であったとしても、特定共同事業の目的範囲外であるという理由で一体として直接活動できず、外部者として自分の提携先である日本弁護士事務所に対して法律サービスを提供するという、合理性のない業務遂行形態になってしまう。
 - 同一事件に関して、特定共同事業であるにも関わらず、外国法弁護士は日本弁護士を介して間接請求する形をとらざるを得ず、依頼者の利便性の点での懸念がある。
 - その結果、特定共同事業事務所を構成する日本弁護士事務所及び外国法事務弁護士事務所並びにそれが所属するローファーム間で不平等な報酬分配が行われる可能性がある。
- **改善を求める事項及び解決策について**
 - 日本弁護士と外国法事務弁護士並びにそのローファームとの提携・協働による包括的、総合的な法律サービスの提供を実現可能にする為に、日本弁護士と外国ローファームの自由提携に対する制限を撤廃する。